

熊本城文化財修復検討委員会傍聴要領

制定 平成31年 3月15日熊本城総合事務所長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市附属機関条例に基づき運営される熊本城文化財修復検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開催までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴証は、10名に限り交付する。ただし、傍聴希望者の数が10名を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴人の入場)

第3条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を提示し、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っているもの。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他委員会の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げる恐れがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき、又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

傍聴券

No.

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本城文化財修復検討委員会】